

浦佐地域づくり協議会規約

（協議会の設置）

第1条 浦佐地域のまちづくり活動の推進及びコミュニティ活動の活性化を図るため、浦佐地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所の位置）

第2条 地区センターの事務所は「雪国おくにじまん会館」（以下「会館」という。）内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、次の事業を行う。

- （1）自治意識の向上と行政区間の人及び物の交流と活性化を図る。
- （2）市民と行政の協働による軽微な道路修繕等の実施。
- （3）南魚沼市地区センター設置条例第3条各号に定める事務。
- （4）南魚沼市の定める「生涯学習・社会教育推進計画」に基づく地域の公民館活動。

（構成）

第4条 協議会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は1年間とする。ただし団体及び行政区の代表者たる委員の任期はその所属する機関の職にある期間とする。

- 2 前号ただし書きによる後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）事務長 1名（浦佐地区センター事務長の職にあるもの）

- (4) 会 計 1名
- (5) 幹 事 10名以内
- (6) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、事務長、及び会計は委員の互選をもってこれに充て、幹事及び監事は会長の選任による。

(役員の任期)

第8条 役員任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

尚、任期途中で役員を辞することとなった場合、新たに選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 会長は協議会を代表し、会を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 事務長は協議会の運営及び浦佐地区センターの事務長の職を司る。
- 4 会計は協議会の経理事務にあたる。
- 5 幹事は協議会の各事業を担当し、地域の活性化に努める。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会及び幹事会、並びに役員会とする。

(総会及び幹事会)

第11条 総会は定例の通常総会及び臨時会とし、幹事会は事業の執行に必要とする都度開催する。

(総会の議決事項)

第12条 次に掲げる事項は、総会の議決または承認を経なければならない。

- (1) 事業計画の審議
- (2) 予算及び決算の審議
- (3) 規約の変更
- (4) 役員改選

(5) その他協議会の運営に必要な重要事項

(幹事会及び役員会)

第13条 幹事会は協議会事業の執行にあたり、事業目的の達成に必要な検討・討議及び実施にあたる。

2 役員会は、事業の円滑な執行と協議会の運営に資するため必要に応じて開催する。

(会議の招集)

第14条 会議は協議会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは副会長2人で協議し、連名で招集する。副会長2名の内1人が議長となる。

(会議の定足数)

第15条 総会及び幹事会、役員会は構成員の2分の1以上の出席により成立する。

(会議の議決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第18条 協議会に必要な経費は、南魚沼市地域コミュニティ活性化事業補助金並びに地域活動拠点支援交付金及びその他の収入を持ってこれにあたる。

(補則)

第19条 この規定に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は会長が協議会に諮りこれを定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年3月17日より施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年4月1日から適用

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成27年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成31年4月1日から適用する。

別表第 1

○浦佐地域づくり協議会委員の選出区分

選 出 区 分	人 数	備 考
浦佐公民館長	1名	浦佐公民館長の職にあるもの
浦佐婦人会長	1名	浦佐婦人会長の職にあるもの
大和商工会役員 及び同浦佐支部長	1名	大和商工会浦佐支部長の職にあるもの 同支部出身者で大和商工会役員の職にあるもの
魚沼漁協浦佐分会	1名	魚沼漁業協同組合浦佐支部役員の職にあるもの
地域づくり団体	若干名	毘沙門通り生き生き再生懇談会 等
行政 区 長 行政 区 代 表	15名	浦佐地区行政區長 浦佐地区行政區長若しくは區長の委嘱を受けた区を 代表する識者 但し、行政區長が協議會長の任にある時、当該区は 代理區長を選出することができる
有 識 者	若干名	学識経験者等
顧 問	若干名	浦佐地区選出の南魚沼市市議会議員